## 集積所に出される 草・枝もリサイクル



夏場は草木がよく伸びるため、集積所に草や枝が多く 出されます。5月2日(祝)から10月31日(木)まで の半年間は、集積所に出される「草・枝」もリサイクル することで可燃ごみを減らしていきます。

昨年度は、集積所で300tの「草・枝」を回収する ことができました。また、集めた「草・枝」は肥料や農業 用資材としてリサイクルをします。



▶ 問合せ 役場環境課

## 出し方

「草・枝」を「もやさなければならないごみ」の日に、透明な袋に入れて出してください。中味が見える袋であれば指定袋でなくても構いません。

なお、収集するときは、先に「もやさなければならないごみ」を回収し、その後「草・枝」を回収していきます。収集時間に差が出てきますが、これまでと同様に必ず8:00までに集積所に出してください。





紙袋・麻袋等中身が見えない袋 には入れないでください

## 気を付けること

「草・枝」を捨てる時には他のごみと混ぜないようにしてください。ごみが混ざってしまうと、「もやさなければならないごみ」として収集をすることになってしまい、リサイクルできません。

また、「草・枝」の袋が多い場合は、ネットの外に置き、「もやさなければならないごみ」にネットがかかるようにしてください。



草とごみは、分けて袋に入れてください

## 袋に入りきらない草・枝は?

集積所では袋に入った状態の「草・枝」を回収します。 袋に入れられないほど量がある場合は、エイゼン臨海 工場(字沢田新田 89 - 49)に直接搬入できます。

工場には「草・木・竹」等の搬入が可能 ですが、「葉物以外の野菜」や、「果物」は 搬入できません。

また、工場までは袋や箱に入れて搬入 しても問題ありませんが、リサイクルの 妨げになるので、捨てるときは袋から出 して捨ててください。





「つる・葉」だけなら〇、「芋・球根」がついていると×。 「芋・球根」は「もやさなければならないごみ」として 捨ててください